



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
9月18日
第141号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

- 通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示の要旨(森林保全課) 1
- 通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨(森林保全課) 1
- 道路区域の変更(道路保全課) 2

○ 公 告

- 第45期滋賀県労働委員会委員候補者の推薦手続公告(労働雇用政策課) 2
- 公共測量実施公告(監理課) 5

告 示

滋賀県告示第367号

令和2年滋賀県告示第207号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者および当該森林に関し登記した権利を有する者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年9月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市野瀬町字釈神238-1、239、239-1、242-1、265、265-1、267、270、270-1、270-2、277、277-1、280、280-1
- 2 通知の内容の要旨 令和2年滋賀県告示第207号のとおり

滋賀県告示第368号

令和2年滋賀県告示第217号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者および当該森林に関し登記した権利を有する者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年9月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市小谷郡上町字小谷山573-5、573-15、573-43、573-53、573-59、573-89、576-101
- 2 通知の内容の要旨 令和2年滋賀県告示第217号のとおり

滋賀県告示第369号

令和2年農林水産省告示第650号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を米原市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年9月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 米原市甲津原字瀬戸山16、17
- 2 通知の内容の要旨 令和2年農林水産省告示第650号のとおり

滋賀県告示第370号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和2年9月18日から令和2年10月2日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年9月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|-------|------|------------------------|---------|------------------------------|--------|-------------------------------------------|
| | | 区 間 | 変更の前後の別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
| 国道 | 477号 | 大津市真野大野二丁目字北谷57番11地先から | 変更後 | 最小 25.0m } 最大 45.0m | 157.0m | 道路改良工事(現道拡幅)に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のとおり |
| | | 大津市真野大野二丁目字下ノ勝32番4地先まで | 変更前 | 最小 12.4m } 最大 45.0m | 157.0m | |

公 告

第45期滋賀県労働委員会委員候補者の推薦手続公告

第45期滋賀県労働委員会委員吉田郁雄の辞任に伴い、補欠委員を任命するため、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定に基づき、使用者を代表する者(以下「使用者委員」という。)の候補者の推薦を次により求める。

令和2年9月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 推薦の資格を有するもの 滋賀県の区域内のみに組織を有し、かつ、主として労働問題に関する事務を業務とし、または業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者の団体
- 2 推薦される者の資格 労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の4第1項に規定する者は、委員となることができないほか、委員候補者に推薦される者には、別段の制限はない。ただし、委員の任命に当たっては、国家公務員法(昭和22年法律第120号)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)、国会法(昭和22年法律第79号)等の兼職禁止規定による制限を受ける。
- 3 推薦期間 令和2年9月18日(金)から令和2年10月2日(金)まで
- 4 推薦書類 第45期滋賀県労働委員会使用者委員候補者推薦書(別記様式第1号)に第45期滋賀県労働委員会委員候補者調書(別記様式第2号)を添付して各1部提出すること。
- 5 推薦書提出先 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

別 記

様式第1号

第45期滋賀県労働委員会使用者委員候補者推薦書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

所在地

使用者の団体名

代表者氏名

㊟

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、第45期滋賀県労働委員会の使用者委員候補者として次の者を推薦します。

| ふりがな 氏 名 | 年 齢 | 所属会社、事業所名および地位 (事業所の所在地) | 所属する団体 | 備 考 |
|-------------|-----|-----------------------------|--------|-----|
| | | () | | |
| | | () | | |
| | | () | | |

注 被推薦者の連絡先を備考の欄に必ず記載してください。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長 光永 健男から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和2年9月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業の地域 大津市、草津市、栗東市、甲賀市、東近江市、日野町、彦根市、多賀町、米原市、長浜市、高島市のそれぞれ一部
- 3 作業の期間 令和2年9月2日から令和3年1月29日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、野洲市長 山仲 善彰から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和2年9月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 2 作業の地域 野洲市全域
- 3 作業の期間 令和2年9月7日から令和3年3月31日まで

